

浸水防止施設 設置工事補助のご案内

町では浸水による住宅の被害を軽減するため浸水防止施設の設置に対して補助金を交付します。

● 補助対象者

● 補助対象建築物

● 補助対象工事

● 補助金額

- 町内に住居を所有している方
- 町民税等を滞納していない方
- 戸建て住宅
- 集合住宅（アパート、マンションなど）
- 浸水防止施設
- 関連工事 ※浸水防止効果を補完し又は高めるため、浸水防止施設の設置と同時に実施する工事。
- 経費の1/3（上限10万円） ※千円未満切捨
※予算の範囲内での実施となります

主な工事例など・・・

- 玄関先、その他の室内へ浸水防止板設置
 - 浸水防止板設置工事に伴う外壁のコンクリート布設、ブロック積等を含む。）
- ※売買目的の住宅は対象になりません。

主な手続きの流れ

事前相談

事前に交付対象や手続き等について、ご相談下さい。

交付申請・決定

申請に必要な書類、見積書等をご提出いただき、審査後、交付決定します。

工事着手・完了

交付決定通知が届いたら、工事を開始し、完成後、完了報告書を提出して下さい。

検査・補助決定

完了報告後、補助金の額を決定します。必要により現地調査をします。

補助金交付

指定された金融機関の口座へ振り込みをします。現金不可。



- 申請に関する書類は、町ホームページからダウンロードできます。（町民安全課でも配布しています。）
- 施工業者については、町内業者でも行っていますので、お問い合わせ下さい。

★浸水防止施設を設置しても、大雨や台風の時は最新の気象情報等を把握して、早めの避難行動をとるよう心掛け、日頃から避難場所や危険箇所の把握をしておきましょう！！

＜＜ 問い合わせ先 ＞＞ 寒川町役場 町民部 町民安全課 災害対策担当

電話0467(74)1111

内線464

sitai@town.samukawa.kanagawa.jp